

午後2時 開会

○事務局（岩橋） 皆様、本日はありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから第151回佐賀県都市計画審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきますまちづくり課副課長の岩橋と申します。よろしくお願ひします。座って説明のほうさせていただきます。

本日は、委員18名中、12名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、佐賀県都市計画審議会の組織及び運営に関する条例第5条2項の規定である委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上の出席に基づき、この会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日、傍聴の方は現時点においていらっしゃいません。

それでは最初に、まちづくり課長の天本より御挨拶申し上げます。

○課長（天本） 皆さんこんにちは。佐賀県まちづくり課長をしております天本と申します。

第151回佐賀県都市計画審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、年度末の御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から本県の都市計画行政の推進に御尽力いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

本審議会は、都市計画法第77条におきまして、都道府県知事の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査、審議する機関となっております。

今回御審議いただく諮問事項といたしましては、産業廃棄物処理施設の敷地の位置の都市計画上の支障の有無についてということとなっております。

委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○事務局（岩橋） 次に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

配付資料になりますけれども、まず、配付資料の一覧と会議次第、あと資料が3つございまして、資料1の本審議会の委員名簿、こちらになりますけれども、申し訳ございませんけど、事前に配付しておりました資料に誤りがございましたので、今机の上に置いてあります委員名簿のほうに差し替えをお願いいたします。

次に、資料2の第150回審議会議決事項経過、資料3の本日の議案の説明用スライドになります。

また、議案書並びに議案用附図については、事前に郵送等で配付しております。もし本日御持参されていない場合は、事務局に予備がございますので、お知らせください。

お手元の資料のほうはおそろいでしょうか。

それでは次に、卓上マイクの使い方について御説明をさせていただきます。

こちらの前のマイクで発言いただきたいんですけれども、マイクについては、番号の上のボタンを1度押していただきますと、発言のところのマイクが赤くなりますので、それから御発言をお願いいたします。発言が終わられましたら、再度ボタンを押してお切りいただければと思います。

それでは、本日の審議会の進行についてですけれども、佐賀県都市計画審議会の組織及び運営に関する条例第5条第2項により、会長に議長を務めていただくこととなっておりますので、猪八重会長様に以降の議事進行をお願いしたいと思います。猪八重会長様、どうぞよろしく願いいたします。

○猪八重会長 それでは最初に、議事録署名委員を決めておきたいと思っておりますけれども、本日は岩永委員と三島委員のほうにお願いしたいと思います。

それでは次に、事務局から委員の御紹介をお願いいたします。

○事務局（北村） 事務局の北村です。よろしく申し上げます。

お手元にお配りしております資料1の佐賀県都市計画審議会委員名簿を御覧ください。

今回、新たに1名の委員に御就任いただいております、グレーの網かけの方が新たに就任された委員となります。新たに後就任されましたのは、佐賀県バス・タクシー協会、今泉健吾様、以上1名の方に御就任いただいております。

このほか、本日、御公務の都合で、佐賀財務事務所長・伊福昌尚様の代理として佐賀県財務事務所管財課長・大塚さおり様に、九州農政局長・北林英一郎様の代理として九州農政局農村振興部農村計画課長・松岡広年様に、九州運輸局交通政策部交通企画課長・鈴木貴大様の代理として佐賀運輸支局首席運輸企画専門官の古賀陽一郎様にそれぞれ出席いただいております。

それでは、会長のほうよろしく申し上げます。

○猪八重会長 それでは、前回の150回の審議会で議決されました事項のその後の事務処

理につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（北村） それでは、前回、第150回佐賀県都市計画審議会の議決事項とその後の事務処理状況について御説明いたします。

お手元の資料2を御覧ください。

前回、令和5年8月28日に開催された第150回の審議会に諮問させていただいた議案は、武雄都市計画区域における整備、開発及び保全の方針の変更（県決定）1件でした。慎重に御審議いただき、支障なしと議決されたところでございます。

答申を受けまして、まちづくり課から令和5年11月21日に告示しております。

以上で説明を終わります。

○猪八重会長 それでは、ただいまの報告につきまして、何か御質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○猪八重会長 それでは、別にないようでございますので、報告事項は御了承いただいたということにいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

今回、知事から諮問された案件は1件でございます。

本日の審議を公開するかどうかについては、事前に各委員の皆さんに照会していましたが、非公開にすることが好ましいという意見はございませんでしたので、公開で審議を行います。

それでは、第1号議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（山口） まちづくり課の計画担当係長をしております山口と申します。それでは、座って説明させていただきます。

それでは、第1号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置の都市計画上の支障の有無につきまして、まず、まちづくり課の私のほうから議案の概要について簡単に説明をさせていただきます。その後、建築住宅課のほうから詳細な説明を行ってもらうこととしております。

それでは、議案書のほうを御確認ください。

本議案は、武雄都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置の都市計画上の支障の有無について御審議いただくものとなっております。

まず、議案を開いていただきまして、施設計画でございますけれども、まず、現在と同じ敷地内に汚泥等を乾燥させるための乾燥施設を新しく新設するものとなっております。当該敷地につきましては、平成24年3月に都市計画区域に指定され、現在、用途地域の指定のない用途白地の地域となっております。設置者は株式会社三協環境開発でございます。

ページを1枚めくっていただき、申請理由につきましては、近年、含水率の高い下水汚泥の処理依頼が増えており、下水汚泥の処理依頼の増加に対応するために乾燥施設を増設する必要があるということから、今回申請を行うものとなっております。

それでは、詳細につきましては、前のスライドを使いながら、建築住宅課のほうにお願いしたいと思います。

○事務局（松尾） 佐賀庁県建築住宅課の松尾と申します。座って御説明させていただきます。

私のほうから、第1号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置の都市計画上の支障の有無について御説明させていただきます。

まず、議案資料の中で一部誤りがありましたので、お手数ですが、修正のほうをお願いしたいと思います。

資料3スライドの7ページ、①2行目ですけれども、「公害防止協議」と記載しておりますが、「公害防止協定」の誤りですので、「協議で」ではなく、「協定」に修正をお願いいたします。7ページの（「8ページ」と呼ぶ者あり）申し訳ありません。8ページの①になります。この「公害防止協議」を「公害防止協定」に修正をお願いします。

この資料につきましては、44ページにも同じものがありますので、お手数ですが、そちらもお願いします。最後のページです。

それと、28ページの右上の11番の上から4から5行目の「約1～1.5mの位置に」と記載しておりますものを、「1～」の部分削除していただきまして、「約1.5mの位置に」というふうにご修正をお願いします。

それでは、今から前のパワーポイントのほうで説明させていただきますが、お手元の資料3にありますものと同じ資料になっておりますので、どちらを見ていただいても結構です。

2ページ目を御覧ください。

まず、説明の順番ですけれども、①法令関係、②「都市計画上の支障」の判断基準について、③事業地の現況、④今回計画、⑤生活環境影響調査の順番で御説明いたします。

まず、①法令関係について御説明いたします。

4 ページ目を御覧ください。

都市計画審議会への付議理由について説明させていただきます。

建築基準法51条におきまして、都市計画区域内の一定規模以上の廃棄物処理施設は、その位置を都市計画決定しているものでなければ新築・増築ができません。都市計画でその位置が決定されていない場合は、県が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認め、許可した場合は、新築・増築が可能となります。こちらが建築基準法第51条のただし書き許可となります。

今回、申請者から佐賀県に対し建築基準法第51条ただし書き許可申請がありまして、佐賀県都市計画審議会へ諮問、御審議いただくものとなっております。

5 ページ目を御覧ください。

こちらが産業廃棄物処理施設の法令等の位置づけです。先ほど御説明させていただきました建築基準法の第51条の抜粋を載せております。

都市計画区域内においては、卸売市場等、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁である佐賀県が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合には、この限りではないと規定されております。

そして、この赤字で書いております、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物というものが建築基準法施行令130条の2の2で規定されており、廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設となっております。

今回増設される産廃施設は、廃棄物処理法施行令第7条第2号の汚泥の乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が10立米を超えるものに該当するため、建築基準法51条ただし書き許可の対象となっております。

次に、②「都市計画上の支障」の判断基準について御説明いたします。

7 ページ目を御覧ください。

「都市計画上の支障」の判断基準について御説明します。

先ほども御説明しましたが、建築基準法第51条で都市計画決定されていない一定規模の産廃施設について、県が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築・増築が可能となっております。

この都市計画上支障がないと判断するための基準について、国から昭和35年建設計発第29号という通達がされております。通達では、(4)関係部局が公益上やむを得ないと認める場合は、法第51条ただし書の規定により、特定行政庁が取り扱うべき範囲に該当するとされており、環境対策、施設の位置、道路交通、施設計画などを審査することで、公益上やむを得ず都市計画上支障がないと認められるかどうかを判断しております。

8ページを御覧ください。

このスライドは最後のほうでもう一回お映ししますが、具体的な計画内容、詳細の説明に入る前に、都市計画上の支障について県の意見について説明させていただきます。

①以前より産業廃棄物処理施設として使用されており、当時の北方町及び地元の区長とも協議がなされ、地元との公害防止協定に基づき支障なく運営されていること。

②50戸以上の既存集落に近接しておらず、学校・病院・公園等の公共施設に近接していないこと。

③計画している運搬量が、前回（平成30年）の法第51条許可の時点で想定していた運搬量の範囲内に収まっているため、乾燥施設の増設による搬出・搬入車両の増加はなく、周辺の道路交通に与える影響が少ないこと。

④当該施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境影響調査が実施され、その結果、周辺への影響は少なく、また、乾燥施設の増設に伴う地元との公害防止協定が新たに締結されていること。

以上の理由から、県としては今回の計画は周囲に及ぼす影響が少なく、都市計画上支障ないと考えております。

なお、今回計画は、2月20日に武雄市の都市計画審議会にもかけられ、武雄市としても都市計画上支障がないという旨の回答を得ております。

ここから具体的な事業地の現況や今回の計画について詳細を御説明していきます。

③事業地の現況について御説明します。

10ページを御覧ください。

こちらが今回の事業計画地の位置図になります。位置につきましては、武雄市北方町

になります。JR長崎本線の南側で、六角川との間の敷地になっております。

11ページを御覧ください。

こちらが事業地の航空写真となっております。赤で色づけされている部分が事業計画地となっております。

12ページを御覧ください。

こちらが今回の申請者である三協環境開発の会社概要となります。主な事業は、廃棄物の収集運搬及び処分業となっております。今回申請があったのが第1工場ということになります。

13ページを御覧ください。

こちらが施設整備と処理施設設置の経緯になります。平成8年に当初の焼却施設が設置されて産業廃棄物処分業を開始されておりまして、現在存在している処理施設については、平成23年までに整備をされております。

14ページを御覧ください。

当該敷地は、平成24年に都市計画区域に指定されたことで建築基準法第51条の規制を受けるようになりました。そのため、平成30年にC脱水施設の処理品目の追加、I焼却（乾燥）施設の処理品目の追加及び稼働時間の延長が行われた際には、今回と同様に都市計画審議会で御審議いただき、建築基準法第51条許可を取得されております。その後、今回の許可申請に至るまで、処理施設に係るような変更等はされていませんでしたが、今回、乾燥施設を新設する計画が出てきたことで、佐賀県に対して建築基準法51条許可申請が提出され、本日、佐賀県都市計画審議会を開催させていただいております。

15ページを御覧ください。

こちらが現在の配置図となっております。現存している施設については青い字で表示をさせていただいております。C脱水施設、D中和施設、F圧縮施設、G圧縮施設、H破碎施設、I焼却施設となっております。

16ページを御覧ください。

こちらが施設の写真となっております。右上の写真が施設南側から写しました全景の写真となっております。それぞれの建物の写真が次の17ページまで続いております。

事業地の現況の説明については以上とさせていただきます。

次に、④今回計画について御説明します。

19ページを御覧ください。

こちらが県の都市計画審議会の対象となっております産業廃棄物処理施設の計画概要になります。敷地内には既存の乾燥施設が1つありますが、今回の計画は、新たな乾燥施設をもう一つ増設する計画となっております。

増設する乾燥施設の処理能力が汚泥の場合で1日当たり14立米ということで、廃棄物処理法施行令第7条第2号に該当しますので、佐賀県都市計画審議会の審議を受けた上で、建築基準法第51条許可を受ける必要があります。

次のページを御覧ください。

計画概要（処理能力等の変更一覧）について御説明いたします。

こちらの表の一番左が施設の種類となっております、今回の変更前後の品目ごとの処理能力を記載しております。青い矢印の左が今回の変更を行う前の処理能力、矢印の右が今回の変更を行った後の処理能力となっております。

赤い枠で囲んである部分を御覧いただきたいのですが、今回の変更で、今までになかった乾燥施設②が増設されます。この乾燥施設②の増設が今回の都市計画審議会で審議いただく対象となります。

なお、下から2段目の圧縮施設も機器の更新に伴って処理能力が増加しますが、こちらは許可不要な範囲での増加にとどまっております、また、産業廃棄物処理施設でもないため、今回の都市計画審議会の対象とはなっておりません。

21ページに現況の配置図、22ページに計画図を載せております。

22ページの黒い太枠に赤っぽい網かけがある⑬が今回の許可対象となっている圧縮施設・乾燥施設棟となります。

21ページ現況図の③圧縮施設棟が解体されまして、圧縮施設棟があった位置に、今回の計画図の⑬圧縮施設・乾燥施設棟が建て替わるような計画となっております。

⑬圧縮施設・乾燥施設棟の中に、今回の都市計画審議会の審議対象である乾燥施設が新設されます。

現況図の③圧縮施設棟の中にあつたG圧縮施設は、今回の建て替えに伴いまして新しく更新されて、⑬圧縮施設・乾燥施設棟の中に設置されることとなっております。

この圧縮施設については、先ほども御説明したとおり、今回の都市計画審議会の対象とはなっておりません。

23ページを御覧ください。

乾燥施設の増設が必要となった理由について御説明いたします。

先に有機汚泥と無機汚泥の説明をいたします。

左下の表を御覧ください。

土木工事現場や工場等の排水から発生する砂や金属成分等を多く含む汚泥は無機汚泥、油分や糖分等を多く含む食品工業汚泥や下水汚泥などは有機汚泥に分類されております。

現状ですけれども、有機汚泥に分類されます下水汚泥の大半が既存の乾燥施設を通されずに、既存の焼却施設で直接処理されているような現状となっております。既存の乾燥施設については、主に無機汚泥を乾燥処理するために使っているため、下水汚泥などの有機汚泥を処理する余力まではありません。

近年の変化としまして、佐賀県内の下水道の普及に伴い、含水率の高い下水汚泥の処理依頼が増えてきております。

24ページを御覧ください。

近年の変化を踏まえた問題点としまして、含水率の高い下水汚泥の処理依頼が増えてきていることで焼却施設の運転効率が下がっており、当初想定していた焼却施設の処理能力を発揮できていないというような現状となっております。そのため、下水汚泥の処理依頼は増えているものの、現状の処理能力では受入れが困難であり、処理依頼をお断りしております。

このような問題点を踏まえ、今回の計画では、汚泥等の処理を効率化し、下水汚泥の処理依頼の増加に対応するために、新設の乾燥施設を設置することを計画しております。

これにより下水汚泥を焼却する前に新設の乾燥施設で処理することで焼却対象となる汚泥の含水率を下げ、既存の焼却施設を増設等することなく、下水汚泥の処理可能量を増やすことができます。

25ページを御覧ください。

こちらが乾燥施設についての処理工程図になります。乾燥施設に投入された汚泥等の廃棄物は乾燥施設で乾燥処理し、含水率を下げた後に既存の焼却施設で処理することになります。一部乾燥処理後に委託処理されるものもあります。

乾燥処理中に発生する排ガスについては、配管で既存の焼却施設に送られ、焼却施設で焼却、有害物質の除去、脱臭などされた上で大気に放出されます。

また、乾燥処理中に発生する排水については、既存の水処理施設に運ばれ、適正な水質に処理した上で河川へ放流されます。

新設する乾燥施設で排ガスや排水等が発生しても、既存の焼却施設、既存の水処理施設の処理能力の範囲に収まっているため、既存の施設には能力の変更はありません。

26ページを御覧ください。

51条許可の対象である今回新設する乾燥施設の建屋平面図となります。オレンジの枠に囲まれた中にありますのが今回新設する乾燥施設となります。右下に朱書きで箇条書きしておりますように、騒音、振動、排ガス、悪臭、排水の各項目について配慮した計画となっております。

27ページを御覧ください。

今回新設する乾燥施設の機械概要について御説明します。

先ほどの平面図でオレンジで囲われた中にあるのがこの機械になります。今回新設する機械はディスクドライヤーという名前で、ぐるぐる回るディスクの中に高温の蒸気を通すことで、高温のディスクに触れた汚泥等の処理物から水分を蒸発させるような仕組みとなっております。蒸発した水分を含む排ガスは、スクラバーで脱臭された後、配管で既存焼却施設に運ばれてさらに焼却、脱臭等されます。

次に、28ページを御覧ください。

敷地内の水害対策について御説明します。

オレンジの斜線の箇所が1.5メートルかさ上げされた高台となっております。令和3年の豪雨時の浸水高さが1.3メートル、令和元年の豪雨のときの浸水高さが1メートルだったことから、1.5メートルのかさ上げが行われております。

⑦の汚物処理焼却場については、止水板と排水ポンプを設置することで水害対策がされており、令和3年の水害でもこちらは被害を免れております。このことから、今回新設新築される圧縮・乾燥施設等についても止水板の設置等の対策を計画しております。

②水処理施設や⑧焼却物保管棟についても、浸水被害に遭わないような対策がなされております。

29ページが水害対策の状況が分かるような写真となっております。

30ページを御覧ください。

今回の変更に際し、令和5年7月に生活環境影響調査を実施しております。

生活環境影響調査の内容については、後ほど詳しく御説明いたします。

また、平成11年7月に地元区との間で公害防止協定が締結されており、この協定に基づき、支障なく運営されております。

今回の変更に関しても地元区と協議を行い、令和6年1月には武雄市長立会いのもと、地元区からの承諾を得ております。

31ページを御覧ください。

事業地周辺の状況になっております。事業地北側はJR佐世保線、南側は六角川、東側は広田川、西側は住宅となっております。線路を挟んで北側約200メートルの位置に北方小学校があります。そのほか、病院等、公園等の施設は近くにはございません。

次のページを御覧ください。

こちらが事業計画地周辺の航空写真になっております。近くにある住宅については黄色で塗ってあるところとなりまして、今現在、5件ほどあります。

33ページを御覧ください。

車両の搬出入ルートになります。敷地の南側から車の出入りがありまして、市道追分医王寺線のほうに向かう計画になっております。

車両台数や搬出入時間等については、計画している運搬量が、前回の平成30年の建築基準法第51条許可の時点で想定しておりました範囲に収まっているため、乾燥施設を今回増設することにより、車両台数や往復回数、搬出入時間に変化はありません。

今回の計画が周辺の道路交通に与える影響は少ないということで考えております。

次に、⑤生活環境影響調査について御説明いたします。

35ページを御覧ください。

生活環境影響調査とは、今回の乾燥施設のような一定規模以上の廃棄物処理施設を設置する際に義務づけられている調査であり、周囲の生活環境に与える影響をあらかじめ調査し、きめ細やかな対策を検討した上で処理施設の計画をつくり上げるというような目的があります。

生活環境影響調査は、環境省から出されております廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき実施することとなっており、今回の計画についても、この指針に基づいて適切に調査が行われているというふうに確認しております。

事業計画による周辺環境への影響を考慮し、調査が必要と判断された項目について現

況調査を実施されております。現況調査の結果をもとに、乾燥施設新設後を予測し、大気質、騒音、振動、悪臭、水質の各項目の結果について評価されております。

なお、大気質の粉じんの影響については、圧縮施設を屋内に設置することから、周辺環境への影響は考えられないため、選定項目から除外されております。

また、水質におけるダイオキシン類の影響についても、今回、新設するのが乾燥施設ですので、乾燥施設からのダイオキシン類の排水はないことから、周辺環境への影響は考えられないので、選定項目から除外しております。

36ページを御覧ください。

大気質の調査結果です。生活環境影響調査では、各項目について、該当法令の規制基準や行政上の政策目標である環境基準などの中からふさわしい基準を用いて調査予測することとなっており、大気質の項目では、生活環境影響調査指針に基づき、目標基準である環境基準を満たすかどうか調査されております。

新設の乾燥施設より発生する排ガスは、配管を通して既存の焼却施設へ送り、完全燃焼する計画となっていることから、予測値が表の右から2列目に表示しているとおりになすけれども、目標値である環境基準を大きく下回っております。

次に、37ページを御覧ください。

騒音の調査結果となります。騒音の項目については、人家側敷地境界においては騒音規制法の規制値、周辺人家においては目標値である環境基準を予測値が満たしているということを確認しております。

また、今回新設する乾燥施設や圧縮施設が騒音に与える影響は小さく、騒音の予測値は、前回の平成30年の許可時の予測値としては増加しておりません。

38ページを御覧ください。

振動についての調査結果となります。先ほど御説明しました騒音と同様に、人家側敷地境界においては振動規制法の規制値、周辺人家においては振動感覚閾値を予測値が満たしているということを確認しております。周辺人家での振動については、人が感知できる最小の振動である振動感覚閾値よりも小さいということで、感知できないぐらいの振動であるということを確認しております。

39ページを御覧ください。

悪臭に関する調査結果となります。悪臭の項目では、悪臭防止法の規制基準を満た

すということを確認しております。風下側に測点を設定しまして、それぞれの悪臭物質について測定したところ、いずれも確認できる定量下限値未満という測定結果であり、悪臭の発生はほとんどないということで結果が出ております。

また、今回新設する施設についても、排ガスは既存の焼却施設で十分に酸化脱臭されることや、新設する施設は屋内に設置され、発生した臭気も脱臭装置で処理されることから、煙突排ガス及び施設から悪臭の発生はほとんどないものと考えられます。そのため、施設の増設後も規制基準を満足し、周辺的生活環境への著しい影響はありません。

40ページを御覧ください。

水質についての調査結果になります。水質の項目では、水質汚濁防止法の排水基準を満たすということを確認しております。既存の水処理施設の排水について測定が行われ、いずれの項目についても排水基準を満足するという結果になっております。

41ページを御覧ください。

水質の続きになります。今回の計画で乾燥施設を増設した後も排水処理施設の計画処理能力に変更はないことから、計画の実施後も排水基準を満足するという予測結果となっております。

最後に、42ページからは、②「都市計画上の支障」の判断基準についてをもう一回つけさせていただきます。

44ページを御覧ください。

ここまでの御説明を踏まえて、都市計画上の支障について県の意見としましては、①以前より産廃処分施設として使用されており、当時の北方町及び地元の区長とも協議がなされ、地元との公害防止協定に基づき、支障なく運営されていること。

②50戸以上の既存集落に近接しておらず、学校・病院・公園等の公共施設も近接していないこと。

③計画している運搬量が、前回（平成30年）の法第51条許可の時点で想定していた運搬量の範囲内に収まっているため、乾燥施設の増設による搬出・搬入車両の増加はなく、周辺の道路交通に与える影響が少ないこと。

④当該施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境影響調査が実施され、その結果、周辺への影響は少なく、また、乾燥施設の増設に伴う地元との公害防止協定が新たに締結されていること。

以上のことから、本施設の位置について都市計画上支障がないものと考えております。

なお、今回計画は、2月20日に武雄市の都市計画審議会にもかけられ、武雄市としても都市計画上支障がないというふうな回答を得ております。

御審議のほどをよろしく願いいたします。

○猪八重会長　それでは、ただいま第1号議案の説明がありましたが、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。お願いいたします。

○武藤委員　皆さんお疲れさまです。御説明ありがとうございました。

中身としては、悪臭の問題だとか、振動の問題だとか、この乾燥施設についての問題点をずっと報告していただいているんですけども、都市計画上の支障についての県の意見というところで、当該施設が地元との公害防止協定が新たに締結されているというふうに④のところ結んであるんですけども、周辺の影響が少ないということと、それから、乾燥施設の増設に伴う地元との公害防止協定そのものの幾つか要望だとか、問題点だとかも公害防止協定に記されていると思うんですけど、具体的どういったものが示されているのかをお聞きしたいなと思っております。お願いいたします。

○事務局（松尾）　公害防止協定にどのようなことが示されているかということですか。

○武藤委員　はい、どういう中身になっているのかということですか。

○事務局（松尾）　公害防止協定の中身につきましては、廃棄物の処理のことから維持管理、整備点検を適切に実施するということや、苦情が出たときに誠意を持って解決するということや、事故時の措置、違反等の措置など定められております。

○武藤委員　もう少し分かりやすく言ってもらっていいですか。ちょっと早口過ぎてね。

それで、事故時の処理とかなんとか、そういったことが一番肝腎要のところちょっと聞こえにくいんですよ。ごめんなさい。

○事務局（松尾）　事故時の処理につきましては、廃棄物処理施設が原因で公害及び災害が発生した場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、各行政機関に連絡し、原状復帰に最大の努力をするというふうに定められております。

損害賠償ということで、処理施設が原因で公害並びに災害が発生した場合は、双方協議の上、被害者に対して速やかに損害賠償をするなどが定められております。

○武藤委員　ありがとうございました。そういったことを聞いたかったので。

○猪八重会長　ありがとうございました。当然事故が起こったときは、しっかり対応します

という形にはなっておると思います。大丈夫かと思ひます。

お願いいたします。

○土井委員 環境影響調査についてはしっかりやっておりますというふうな報告を受けたところですが、悪臭の問題で39ページに悪臭の結果が出ておりますが、これは下の図面の①のところで測定したということですね。

○事務局（松尾） はい、①のところで測定したというふうになっております。

○土井委員 ちょっとこれは時間帯は出ていませんが、その時間帯別にもちゃんとやっているんですか。

○事務局（江良） 循環型社会推進課の江良と申します。

調査の内容、時間帯ですよ。時間帯につきましては、そこに記されてはいないところで、少し確認をさせてもらってもよろしいですか。

○猪八重会長 測定結果がNDとなっているということは、観測されないということじゃないですか、時間帯に限らず。

○事務局（江良） そうですね、はい。

○土井委員 実際、地域から苦情とか、そういうのは一切出てないということですよ。

○事務局（江良） 苦情は今のところ出ていません。

○土井委員 以前、昔の古い焼却施設は、時間帯によってはにおいが発生して、100メートルぐらい離れたところにもにおいがするとか、朝は全然しないとか、いろいろそういう問題が出ていましたので、全く出ていないということですね。はい、分かりました。

○猪八重会長 そのほか、御意見、御質問等ございますでしょうか。お願いいたします。

○岩永委員 すみません。2つほどちょっとお聞きしたいんですけれども、処理の種類で廃酸と廃アルカリとあるんですね。それはどういったものになるんですか。こちらで見ると、食品加工汚泥（油分や糖分等を多く含む）とか書いてあるんですけど、有機汚泥とかですね。すみません。20ページ、処理能力等の変更一覧というところです。

○事務局（香月） 私のほうから回答させていただきます。

廃酸がジュースの廃棄物、飲むジュースになります。

○岩永委員 炭酸飲料とかになりますか。

○事務局（香月） 廃酸がオレンジジュースとかで、廃アルカリは牛乳になります。

○岩永委員 ああ、そういうことですね。主に食品とかの部類ということですね。

○事務局（香月） そうですね、食品廃棄物となります。

○岩永委員 薬品とかじゃないですね。

○事務局（香月） じゃないです。

○岩永委員 分かりました。

それと、平成30年のときの車両の台数とかが増えないので許可範囲内と書いてあるんですけど、実際、今度新たに乾燥施設を造られたときに、新たなものが入ってくるのではないかと思って、プラスになるんじゃないかと思うんですが、もともとが幾らで、増えても平成30年のときの決議のときですかね、そのときの範囲内ということで思っているということですか。台数が増えないと書いてあったので。

○事務局（松尾） 平成30年に想定していたものまで今入れられていない状況ですので…
…

○岩永委員 増えたとしてもということですね。受入れをし始めても。

○事務局（松尾） はい、受入れし始めても変わらないということで聞いております。

○岩永委員 分かりました。

○猪八重会長 ありがとうございます。

そのほか御質問などございますでしょうか。

基本的には平成30年の時点で認められたものの中で、ちょっと汚泥が増えてきたので、処理能力をより高めるためにという変更ですので、全体としては全く問題ないとは思いますが、もし御意見がないようであれば、これでということにしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○猪八重会長 それでは、御意見も出尽くしたようですので、表決を行いたいと思います。

第1号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置の都市計画上の支障の有無について、支障がないと認める方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○猪八重会長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり可決された旨を答申いたします。

それでは、本日予定した議事は全て終了しました。円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局（岩橋） 委員の皆様、御審議のほうありがとうございました。

本日の議事録につきましては、約10日ぐらいに事務局のほうから確認のため送付をいたしますので、修正等ございましたら、早めに事務局のほうまで御連絡いただければと思います。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

午後 2 時52分 閉会